

財関第695号  
平成24年7月4日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

### 関税定率法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成24年法律第19号）の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）等の一部を下記のとおり改正し、平成24年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 輸出入・港湾関係情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。